

第85回東京都港湾審議会資料

# 東京都海上公園計画の変更（案）

平成24年11月

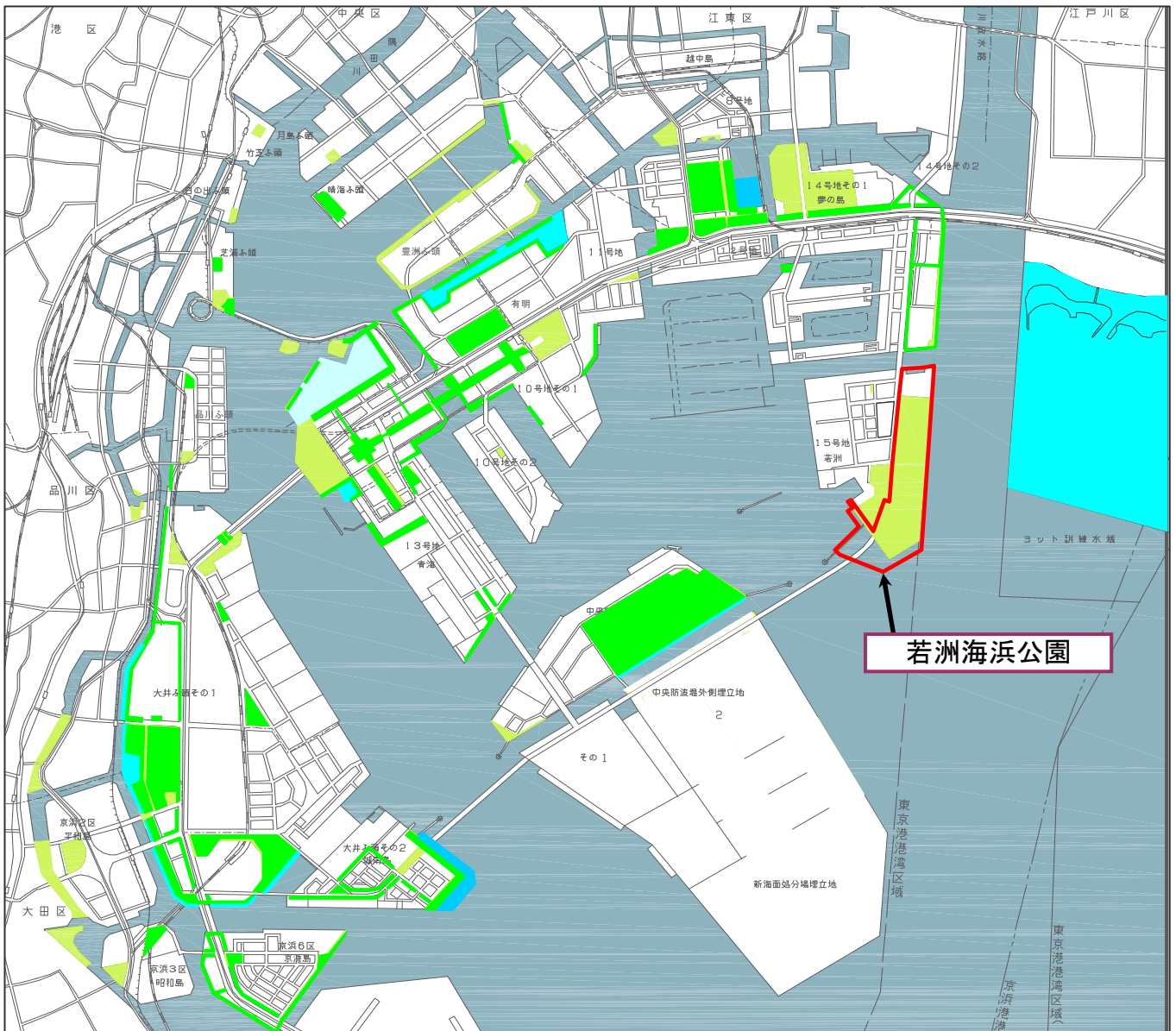
東京都

## 目 次

1	案件位置図	1
2	東京都海上公園計画の変更	
	（1）若洲海浜公園の既定計画の変更について	2
3	東京都海上公園計画総括表	7
4	参考資料	8

# 1 案件位置図

若洲海浜公園

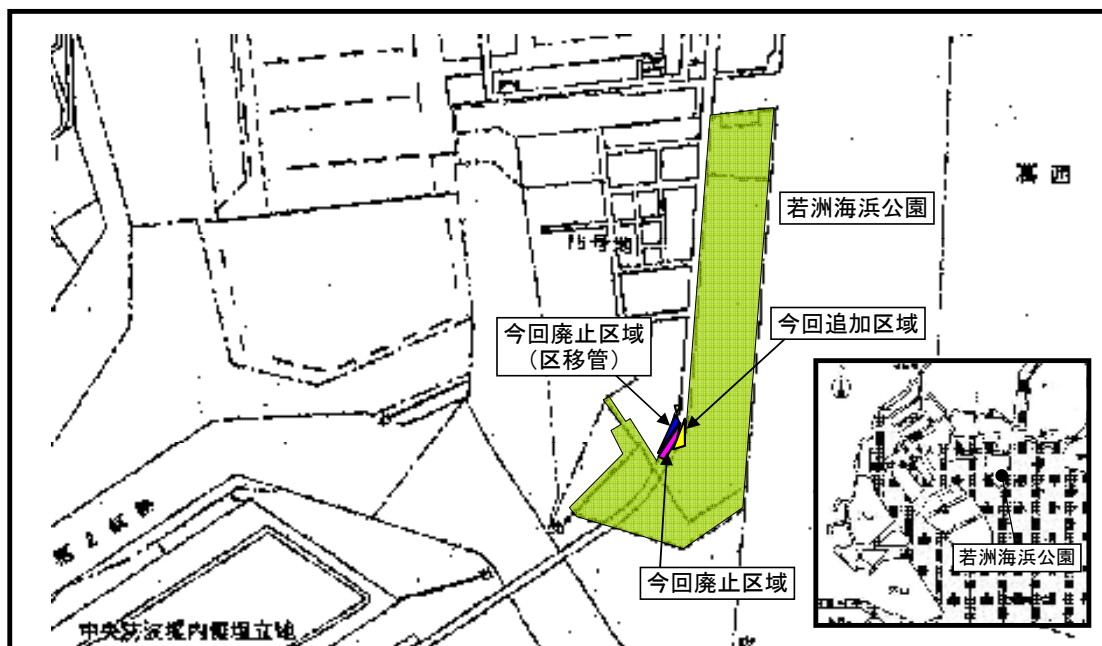


## 2 東京都海上公園計画の変更

### (1) 若洲海浜公園の既定計画の変更について

[変更理由] 東京港臨海道路の整備に伴い、臨海Ⅱ期道路隣接地の利用計画に変更が生じたため若洲海浜公園計画決定区域の変更を行う。あわせて、若洲海浜公園の一部を江東区に移管するため、海上公園計画を変更する。

名称	わかすかいひんこうえん 若洲海浜公園		種類	海浜公園	
所在地	江東区 若洲三丁目				
区域	下図のとおり				
面積	変更計画	100.1 ha	陸域	77.9 ha	
			水域	22.2 ha	
	既定計画	100.6 ha	陸域	78.4 ha	
			水域	22.2 ha	
	今回変更計画増減	-0.5 ha	陸域	-0.5 ha	
			水域	0.0 ha	
主な海上公園の施設の種類の種類及び名称	既定計画 1 樹林地、磯浜などの自然環境の回復・保全のための施設 2 魚釣、サイクリング、ゴルフ場などレクリエーションのための施設 3 マリーナ等海に親しむための施設 4 広場、遊歩道等海の展望を楽しむための施設 5 休憩舎、ベンチなど自然に親しむための休養施設 6 駐車場などの便益施設 7 魚釣などのレクリエーションのための水面 8 総合管理センター  変更計画 変更なし				
備考					
交通手段の確保		J R京葉線、有楽町線、りんかい線「新木場駅」下車 都バス(木11甲)「若洲ゴルフリンクス前」「若洲キャンプ場前」下車			





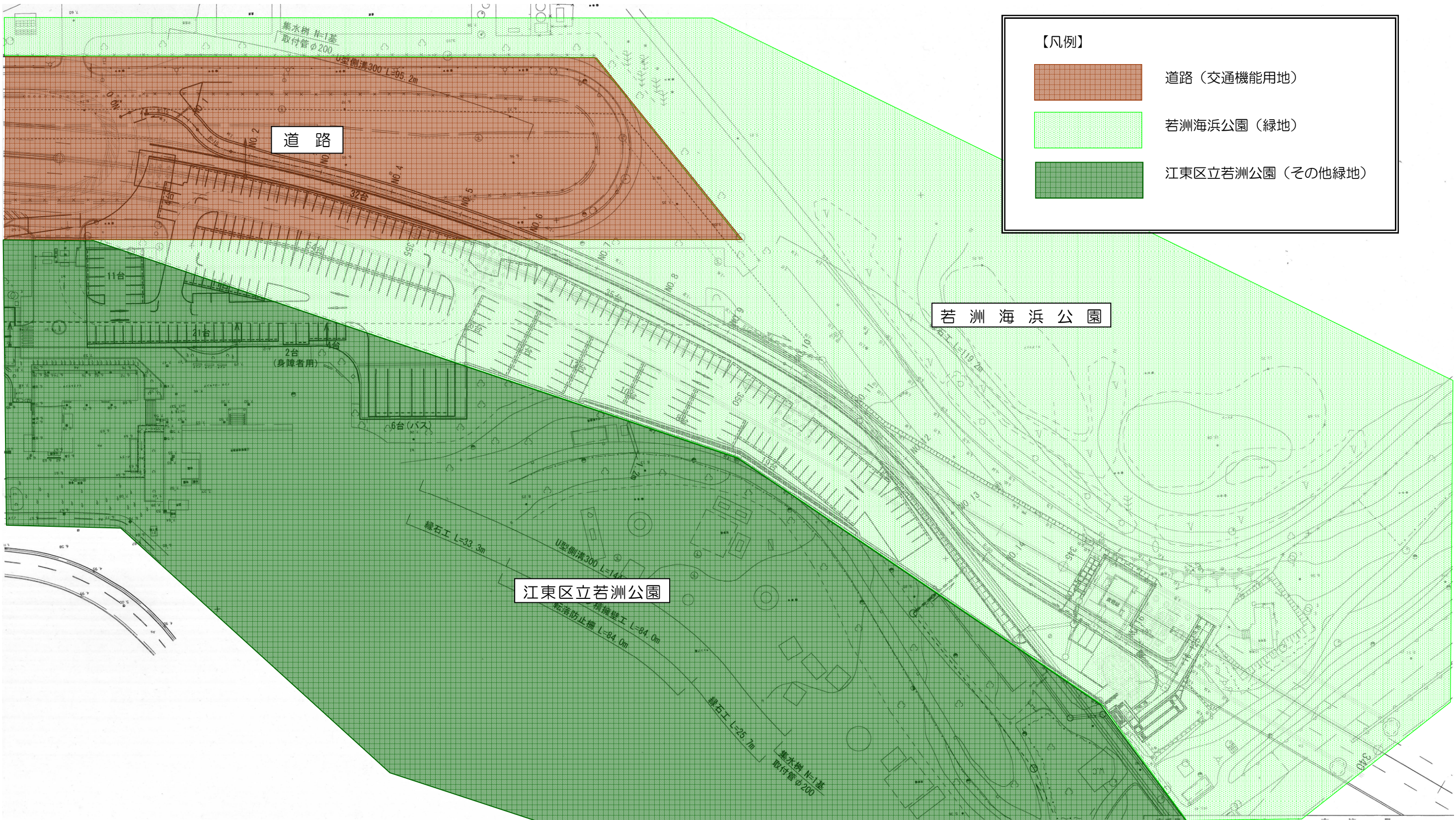
若洲海浜公園 航空写真





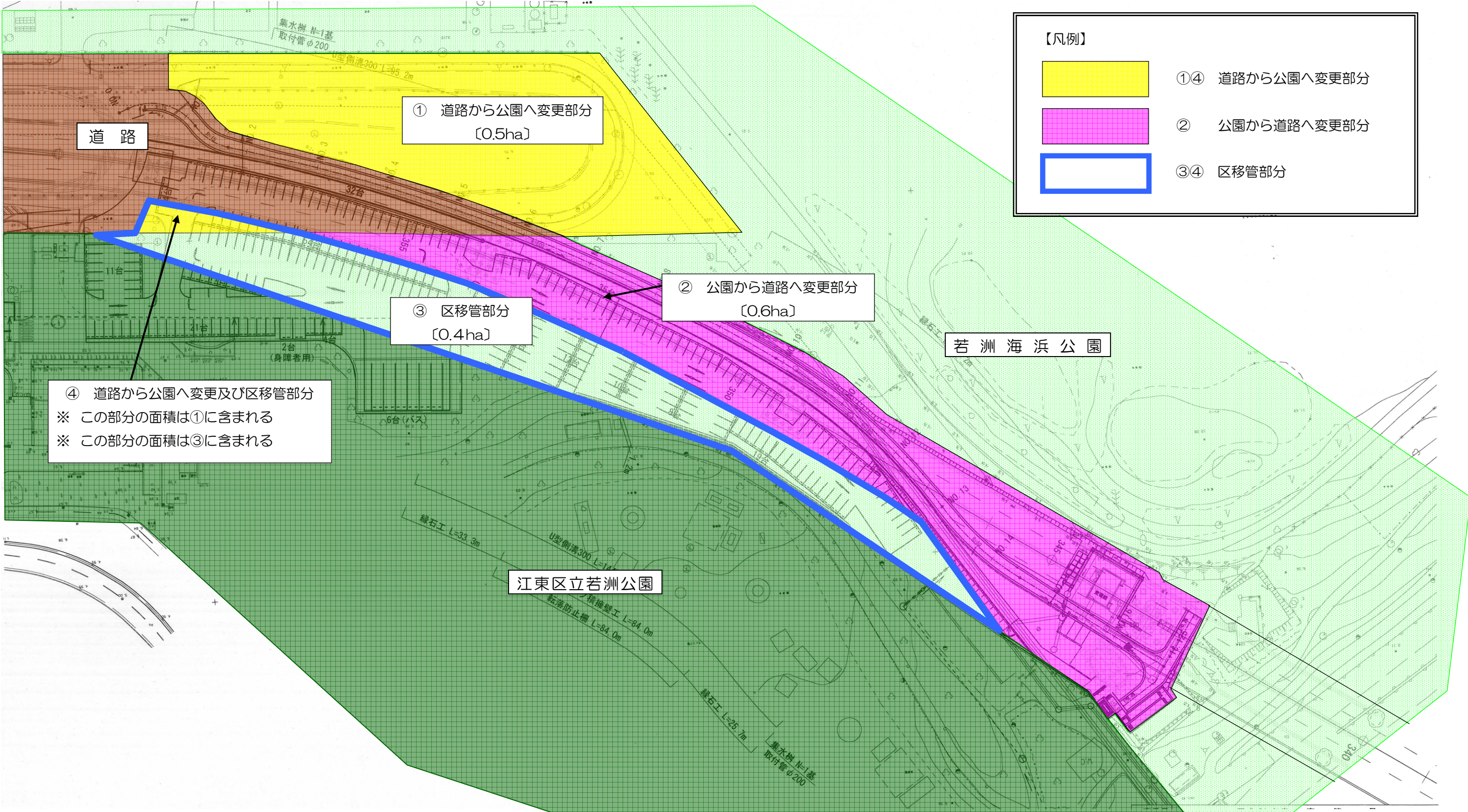
若洲海浜公園計画決定区域（現状）

別紙資料 1





若洲海浜公園計画決定区域（詳細）

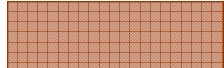

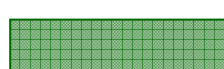




若洲海浜公園計画決定区域（変更後）



【凡例】

	道路（交通機能用地）
	若洲海浜公園（緑地）
	江東区立若洲公園（その他緑地）

100



### 3 東京都海上公園計画総括表

今回の計画変更に伴い、公園種類別の計画決定面積を次のとおり変更する。

公園種類	変更計画		既定計画		増減				
	箇所数	計画決定面積(ha)	箇所数	計画決定面積(ha)	箇所数	面積(ha)			
合計	42	967.9	42	968.4	0	-0.5	陸域		
							421.0	421.5	-0.5
							水域	水域	水域
							546.9	546.9	0.0
海浜公園	8	824.6	8	825.1	0	-0.5	陸域		
							283.5	284.0	-0.5
							水域	水域	水域
							541.1	541.1	0.0
ふ頭公園	21	50.2	21	50.2	0	0.0	陸域		
							46.1	46.1	0.0
							水域	水域	水域
							4.1	4.1	0.0
緑道公園	13	93.1	13	93.1	0	0.0	陸域		
							91.4	91.4	0.0
							水域	水域	水域
							1.7	1.7	0.0



## 海上公園の新たな管理主体について

### 1 背景

平成14年2月の東京都海上公園審議会において、「海上公園の新たな管理手法」として「一部の公園は、実態として駅前広場あるいは近隣公園のようになっており、今後、ふさわしい管理主体を検討すべきである」との答申があった。

この答申を受け、公園の機能、規模、利用実態等に照らした都区の役割分担のあり方について検討してきたところである。

### 2 基本的考え方

東京港内における埋立地の整備・処分の進展や交通網の整備等により、市街地化が進んでおり、一部の公園については、その利用が主に近隣居住者等になっていたり、既に区の施設が設置されている状況がみられる。このような公園については、利用者サービスの向上の観点から、住民に身近な区の管理とすることが望ましい。

このため、下記基準に基づき、地元区へ管理を委ねることが妥当な公園について、引続き公園として利用することを前提に区との協議を順次進める。

#### 基準

- 基準1 概ね10ヘクタール未満の公園  
 ※ 昭和50年都区制度改革において、10ha 未満の都市公園が特別区へ移管された。
- 基準2 湾岸道路より内陸側で、住宅地に隣接しており市街地化された地域の公園
- 基準3 湾岸道路海側地域内の次の公園
- 3-1 近隣居住者等の利用が主体の公園
  - 3-2 区の施設が設置されている公園
  - 3-3 隣接する公共施設（公園、道路）と一体的管理が望ましい公園